

家畜伝染病予防法施行規則の改正等についての 意見・情報の募集

平成23年8月6日
農林水産省消費・安全局

この度、家畜伝染病予防法施行規則の改正等について、広く国民等から意見・情報を募集いたします。

今後、本件については、提出いただいた意見・情報を考慮した上、決定することとしております。

記

1 意見公募の趣旨・目的・背景

昨年の宮崎県における口蹄疫の発生状況や昨年11月以降の高病原性鳥インフルエンザの発生状況等を踏まえ、防疫対応を円滑に進めるため、本年4月、家畜伝染病予防法の一部を改正する法律（平成23年法律第16号。以下「改正法」という。）が公布されました。

本件は、改正法の施行に伴い、所要の規定の整備を行うものです。

2 意見公募の対象となる案及び関連資料の入手方法

農林水産省消費・安全局動物衛生課において配布及び農林水産省ホームページ（<http://www.maff.go.jp>）において掲載

3 意見・情報の提出方法

(1) インターネットによる提出（クリックしてください。）

(2) 郵便 〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1
農林水産省消費・安全局動物衛生課

(3) ファクシミリ 03-6744-7145

4 意見・情報の提出上の注意

- ・提出の意見・情報は、日本語に限ります。
- ・個人は住所・氏名・年齢・職業を、法人は法人名・所在地を明記してください。これらは、公表する場合がありますので、御了承願います。（公表の際に匿名を希望される場合は、意見提出時にその旨書き添えてください。提出いただいた個人情報については、お問い合わせの回答や確認の御連絡に利用します。なお、これらの情報は御意見等の内容に応じ、農林水産省内の関係部署、関係府省等に転送することがあります。）
- ・電話での意見・情報はお受けしておりませんので御了承願います。

5 意見・情報の提出の締切日
平成23年9月4日（郵便の場合は消印有効）

6 公示資料

- ・家畜伝染病予防法施行規則の改正等について
- ・別紙1 飼養衛生管理基準（案）
- ・別紙2 報告対象となる事項（案）
- ・別紙3 改正後の家伝法第13条の2第1項に基づく届出が必要な症状について（案）
- ・別紙4 病原体の所持規制に関する規定（案）
- ・家畜伝染病予防法の一部を改正する法律新旧対照条文
- ・家畜伝染病予防法の一部を改正する法律の概要